

35 地域特産作物支援関連対策

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

【1,450(1,614)百万円】

輸出環境整備推進事業【565(一)百万円の内数】

対策のポイント

茶や薬用作物などの地域特産作物について、生産性の向上等による競争力強化を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、需要の創出など生産から消費までの取組を総合的に支援します。

<背景/課題>

- ・茶や薬用作物、甘味資源作物などは、地域の加工技術等と結びつき品質の高い製品を生み出すことで、中山間地域等における農業振興や地域経済の活性化に貢献しています。
- ・しかしながら、技術指導や技術改良に対応する体制の構築が進んでおらず、低コスト化や需要に応じた生産等が課題となっています。
- ・これらの課題を解決して生産性の向上等を実現し、競争力強化を図るためには、全国組織等による民間企業と連携した支援体制の整備や、地域の実情に応じた生産体制の強化や需要創出、輸出環境の整備等の取組が必要となっています。

政策目標

- 茶の輸出額の増加(50.5億円(平成24年)→150億円(平成31年))
- 薬用作物の栽培面積の拡大(524ha(平成27年度)→630ha(平成32年度))

<主な内容>

1. 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業

1,450(1,614)百万円

(1) 全国的な支援体制の整備

茶や薬用作物などの地域特産作物の生産性の向上や高品質化等を図るため、全国組織等による民間企業とのマッチング、機械・技術の改良、技術アドバイザーの派遣、需要拡大等を行うための取組を支援します。

(2) 地域における取組の支援

① 生産体制の強化

茶の改植や有機栽培等への転換、実証ほの設置等の生産体制の確立、省力化・低コスト化のための農業機械等の改良及びリース導入、生産安定技術の確立等を支援します。

② 需要の創出

消費者・実需者ニーズの把握、実需者等と連携した商品開発、製造・加工技術の確立等を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内等〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

2. 輸出環境整備推進事業

565(一)百万円の内数

輸出先国における残留農薬基準(インポートトレランス)の設定申請を支援します。

〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

[平成30年度予算の概要]

(関連対策)

薬剤抵抗性病害虫・難防除雑草等の防除対策の高度化事業

53 (一) 百万円の内数

マイナー作物に対する農薬の適用拡大に必要な薬効薬害・作物残留試験等の実施、ドローン等無人航空機による農薬散布を活用した防除方法等の確立、難防除雑草に対する防除技術確立及び薬剤抵抗性病害虫・雑草の管理体制の構築に対して支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：	
1 (1)、(2) の事業	生産局地域対策官 (茶・薬用作物等) (03-6744-2117)
1 (2) の事業	政策統括官付地域作物課 (甘味資源作物等) (03-3501-3814)
2 の事業	食料産業局輸出促進課 (03-3501-4079)
関連対策の事業	消費・安全局植物防疫課 (03-3502-3382)

地域特産作物支援関連対策

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業
輸出環境整備推進事業

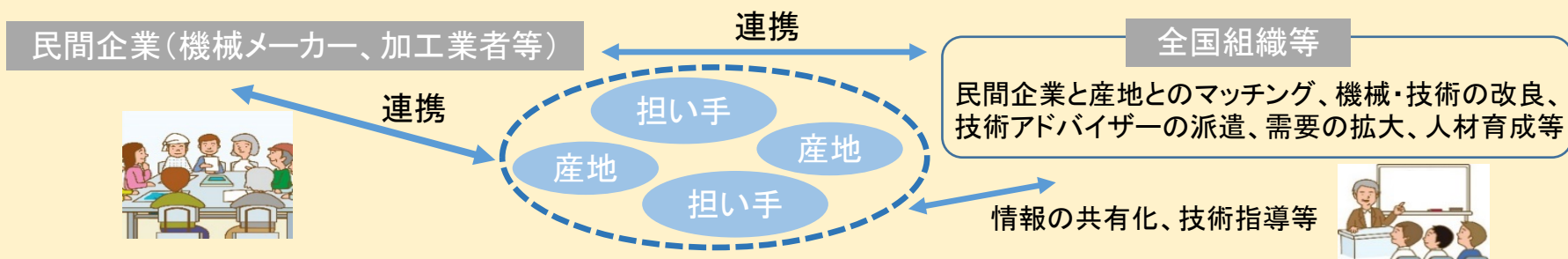
【平成30年度予算概算決定額 1,450(1,614)百万円】
【平成30年度予算概算決定額 565(一)百万円の内数】

1. 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業 【1,450(1,614)百万円】

- 茶や薬用作物など地域特産作物は、中山間地域等における農業振興や地域経済の活性化に貢献する重要な作物。
- しかしながら、技術指導や技術改良に対応する体制の構築が進んでおらず、省力化・低コスト化や消費者の嗜好・ライフスタイルの変化に合わせた生産及び商品開発等が課題。
- このため、全国組織等による民間企業と連携した支援体制の整備や地域の実情に応じた生産体制の強化・需要創出等の取組への支援が必要。

(1) 全国的な支援体制の整備

全国組織等が省力化・低コスト化、需要拡大などの共通課題の解決に向け、担い手等に対する技術指導や、民間企業とのマッチング等の支援を行うことにより、担い手育成や経営規模の拡大等を実現。



(2) 地域における取組の支援

<生産体制の強化>

- ・ 生産体制の確立(新植・改植の支援、有機栽培等への転換、未収益期間支援、実証ほの設置 等)
- ・ 省力化・低コスト化(機械実証導入、設備改善、機械等のリース導入 等)
- ・ 生産安定化技術の確立(有望品種やバイオ苗を活用した栽培技術実証 等)
- ・ 種苗供給体制の整備(種苗用栽培方法の確立 等)

<需要の創出>

- ・ 消費者・実需者ニーズの把握(マーケティング調査 等)
- ・ 実需者等と連携した商品開発(試作品作成、包装の改良 等)
- ・ 製造・加工技術の確立(高品質化技術の実証、品質管理機器の整備 等)
- ・ 消費者等の理解促進(パンフレットの作成 等)



<茶の新植・改植>



<実証ほの設置>



<機械等のリース導入>



<マーケティング調査>

茶の萎凋処理による香りを発現させる加工技術



<商品開発>

蛍光シルクによる新需要の創出



2. 輸出環境整備推進事業 【565(一)百万円の内数】

- ・ 輸出先国における残留農薬基準(インポートトレランス)の設定申請の支援